

①作業別安全就業基準（植木剪定）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	1-1	健康の維持管理に努めること	
	1-2	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	1-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	1-4	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-5	作業に応じて、手袋（軍手等）を着用すること	
	改②1-53	安全帯は常に身に付けておくこと	
	1-6	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	1-7	作業現場の周囲の状況（ハチの巣等も含む）を確認すること	
	1-8	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	1-9	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	1-10	軽い柔軟体操後に、作業に取りかかること	
	1-11	作業は基本的に複数人で行うこと	
	1-12	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	1-13	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	1-14	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	1-15	適宜、水分補給や休憩を取ること	
	1-16	道具類の作業前点検を行うこと	
	1-17	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
1-18	概ね4mを超える高さの樹木を剪定しないこと		
梯子・脚立使用	1-19	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-20	開き止め、滑り止めのあるものを使用すること	
	1-21	滑ったり、傾いたりしないよう設置すること（ロープでしぼる、足もとに板を置く等）	
	1-22	昇降する際、道具等は鞆に入れること、また、三点支持を守ること	
	1-23	周辺に鋏・刃物類を放置しないこと	
	1-24	枝の切り落としの際は、樹下の安全確認をすること	
	1-25	剪定作業中に、樹下で作業をしないこと	
	1-26	道路に出て作業する際、標識（カラーコーン、トラロープ等）を設置すること	
	1-27	周囲の枯枝や地盤沈下を確認すること	
	1-28	梯子等上での作業を無理な姿勢で行わないこと	
	1-29	天板に立たないこと	
改②1-54	使用しない三脚や道具は、安全な場所や長物は倒れないよう寝かして置くなどして安全を担保した作業をすること		
足場	1-30	保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-31	足場板は、丈夫なものを使用すること	
	1-32	足場板は、ゴムバンドでしばり固定すること	
	1-33	足場板上で無理な姿勢で行わないこと	
	1-34	単管を使用する際、経験者が水平・垂直・すじかい等を確認すること	
刈込	1-35	安全帯・保護帽（ヘルメット） を着用し、あご紐を結ぶこと	
	1-36	共同での刈り込み作業時は、刃先に注意すること	
	1-37	向かい合う位置で作業をしないこと	
	1-38	折れやすい、滑りやすい樹種での作業は慎重に行うこと	
	1-39	枝につかまったり、身体を預けたりしないこと	
改②1-55	枝を切り落とす場合には落下場所をコントロール出来る対策をとること		

	1-40	直径10 c m以上の枝を切る場合、ロープをかけること。	
	1-41	休止中の刈り込み鋏は、立てかけたり刃先が上にならないようにすること	
	1-42	電動工具(バリカン等)の使用は、電源のON・OFF等、添付マニュアルに沿った使用方法ですること	
運搬	1-43	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと	
	1-44	残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること	
	1-45	残さい積み込み時、 保護帽(ヘルメット) を着用し荷台からの転落に注意すること	
	1-46	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること	
	1-47	作業別安全就業基準(運転)に関すること	
その他	1-48	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	1-49	植木の種類によって、剪定してはいけない時季や害虫の出る時季、毒のあるもの等の理解を深めること	
	1-50	発注者とのコミュニケーション(見積・剪定具合等の打ち合わせ)を取ること	
	1-51	発注者との約束時間を厳守すること	
	1-52	発注者の自動車、バイクの移動を手伝わないこと	
	改②1-56	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと	

②作業別安全就業基準(除草・草刈)

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	2-1	健康の維持管理に努めること	
	2-2	作業服は、動きやすく、袖口のしまったものを着用すること	
	2-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	2-4	作業現場の周囲の状況(ハチの巣等も含む)を確認すること	
	改②2-32	発注者と作業現場の確認(埋設物や架線の状況)を行うこと	
	2-5	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	2-6	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用方法で使用する	
	2-7	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	2-8	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	2-9	軽い柔軟体操後に、作業に取りかかること	
	2-10	適宜、水分補給や休憩を取ること	
	2-11	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
2-12	道具類の作業前点検を行うこと		
刈払機	2-13	駐車場内(砂利)での刈払機作業はしないこと	
	2-14	付近の自動車に小石が飛ぶことはないかを確認すること	
	2-15	刈払機に飛散防止カバーは着いているか確認すること	
	2-16	刈払機使用時は、防護ネットの使用等、万が一の石跳ね対策をすること	
	2-17	刈払機使用時は、 保護メガネと保護帽(ヘルメット) を着用すること	
	2-18	芝刈機や刈払機の給油タンクに油漏れはないかを確認すること	
	2-19	共同作業時は、会員同士の間隔を十分に取ること	
刈払機・手作業	2-20	作業前に周囲の障害物を周知・除去しておくこと	
	2-21	急斜面や危険な場所での作業ではないかを確認すること	
	2-22	使用後の鎌や剪定鋏に安全カバーを着けること	
	2-23	道路に出て作業する際、標識(カラーコーン、トラロープ等)を設置すること	
	2-24	積み下ろしは、荷崩れのないように行うこと	
	2-25	残さい運搬時は、葉や枝が飛ばないように対策をすること	

運搬	2-26	残さい積み込み時、 保護帽（ヘルメット） を着用し荷台からの転落に注意すること	
	2-27	運搬経路の障害物を取り除き、足場の良否を確認すること	
	2-28	作業別安全就業基準（運転）に関すること	
その他	2-29	発注者宅や隣宅の自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	2-30	発注者とのコミュニケーション(見積・刈ってはいけないもの等の打ち合わせ)を取ること	
	2-31	発注者の自動車、バイクの移動を手伝わないこと	
	改②2-33	年数を経た設備が近くにある場合には特に注意をし、養生を怠らないこと	

③作業別安全就業基準（福祉・家事援助サービス）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	3-1	健康の維持管理に努めること	
	3-2	服装は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	3-3	長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと	
	3-4	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	3-5	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	改③2-26	作業に当たって、弊害となるものを取り除いて行うこと	
	3-6	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等を付け、作業中は体から離さないようにすること	
	3-7	発注者から預かった鍵は、作業日以外に持ち歩かないようにすること	
	3-8	発注者から預かった鍵は、 厳重に保管すること	
	3-9	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	3-10	履物は滑りにくいものを着用すること	
	3-11	契約以外の仕事をしないこと	
	3-12	階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること	
	3-13	電気・ガス・水道の消し止め忘れに注意すること	
	3-14	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	3-15	高所作業はしないこと	
	3-16	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	3-17	必要に応じて、休憩を取ること	
	3-18	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
	3-19	洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること	
改③2-27	ガラスなど破損しやすい物を扱う場合は、地面や机の上で作業すること		
改③2-28	踏み台や脚立を利用した高所作業を実施する場合は、踏み台や脚立の安定性を確認すること		
改③2-29	年数を経た設備を扱う場合は、破損等に十分注意すること		
窓ガラス	3-20	ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと	
	3-21	開閉の際、周囲に注意を払うこと	
器具	3-22	電気器具を濡れた手で扱わないこと	
	3-23	電気器具のコードやプラグは傷んでいないかを確認すること	
その他	3-24	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	3-25	発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

④作業別安全就業基準（清掃）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	4-1	健康の維持管理に努めること	
	4-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	4-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	
	4-4	服装は、常に衛生を心がけること	
	4-5	長いひも類、装飾品を身に着けての作業はしないこと	
	4-6	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	4-7	発注者から預かった鍵にスプリングキーホルダー等を付け、作業中は体から離さないようにすること	
	4-8	発注者から預かった鍵は、作業日以外に持ち歩かないようにすること	
	4-9	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	4-10	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	4-11	作業現場では、周囲の状況を確認すること	
	4-12	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	4-13	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	4-14	階段等の作業時は、踏み外し転落等に注意すること	
	改④4-27	踏み台や脚立を利用した高所作業を実施する場合は、踏み台や脚立の安定性を確認すること	
	4-15	清掃用具の紛失に注意すること	
	4-16	高所作業はしないこと	
	4-17	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	4-18	必要に応じて、休憩を取ること	
	4-19	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
4-20	洗剤等の使用について、使用上の注意事項を確認すること		
改④4-28	作業現場の周囲の状況（ハチの巣等も含む）を確認すること		
ガラス	4-21	ガラス部に手をついたり、体を支えたりしないこと	
器具	4-22	電気器具を濡れた手で扱わないこと	
	4-23	電気器具のコードは装置に収納してから移動すること	
	4-24	電気器具のコードやプラグは傷んでいないかを確認すること	
その他	4-25	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	4-26	発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑤作業別安全就業基準（襖・障子・網戸）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	5-1	健康の維持管理に努めること	
	5-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	5-3	運動靴等、最適なものを使用すること	
	5-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	5-5	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	5-6	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	5-7	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	改⑤5-25	業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する、また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと	
5-8	作業は基本的に複数人で行うこと		

	5-9	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	5-10	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	5-11	作業品や材料品を立て掛ける時は、角度等に注意すること	
	5-12	適宜、休憩を取ること	
場内	5-13	作業品を移動する時は、周囲の安全に注意をすること	
	5-14	ガラス入りの作業品を扱う時は、破損防止に注意をすること	
	5-15	道具や作業品は、作業台からはみ出さないように置くこと	
	5-16	刃物、きり類は、鞘等に収めて保管すること	
搬出入	5-17	周囲の安全を確認すること	
	5-18	搬出入経路の障害物は取り除くこと	
	5-19	階段昇降の際は、踏み外しや転落等に注意をすること	
	5-20	家具、電気等の配置状況を確認し、衝突等が生じないように注意すること	
	5-21	作業品の破損・汚損に注意すること	
	5-22	作業別安全就業基準（運転）に関すること	
その他	5-23	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	5-24	発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑥作業別安全就業基準（駐輪場・駐車場）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	6-1	健康の維持管理に努めること	
	6-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	6-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	
	6-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	6-5	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	6-6	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	6-7	共同作業では合図・連絡を正確に行うこと	
	6-8	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	6-9	必要に応じて、休憩を取ること	
	6-10	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
作業	6-11	整理した自転車の安定に十分な注意を払うこと	
	6-12	利用者とのトラブルを避けるよう努めること	
	6-13	重量のある自転車の移動は、慎重に行うこと	

⑦作業別安全就業基準（運転）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	7-1	健康の維持管理に努めること	
	7-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	7-3	作業靴は、滑りにくいものを着用すること	
	7-4	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	7-5	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	7-6	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	7-7	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	7-8	交通法規を遵守すること	
	7-9	車内は常に衛生を保ち、運転の支障になる物は置かないこと	
	7-10	狭い道での走行や対向車とのすれ違いの際は、細心の注意を払うこと	

	7-11	視野を広くとり、速度を落とす等の安全運転をすること	
	7-12	停車後ドアを開ける際は、後続車や歩行者等の安全確認をすること	
	7-13	積載量を守り、走行中に荷物が落下しないよう固定をすること	
	7-14	適宜、休憩をとること	
	7-15	歩行者には十分注意し、運転すること	
	改②7-18	二人乗車時は、車のバックや幅寄せ時に、同乗者が車外に出て（自身の周囲の安全に十分注意しながら）事故が起こらないよう誘導してもらうこと	
	改②7-19	相乗りや目的外の使用をしないこと	
その他	7-16	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	7-17	発注者とのコミュニケーションをとること	

⑧作業別安全就業基準（大工・リフォーム、塗装）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	8-1	健康の維持管理に努めること	
	8-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	8-3	地下足袋、運動靴等、最適なものを使用すること	
	8-4	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	8-5	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	8-6	道具類は、機器添付マニュアルに沿った使用法で使用する	
	8-7	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	8-8	作業現場の周囲の状況を確認すること	
	8-9	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	8-10	適宜、休憩をとること	
作業	8-11	作業品や材料品を立て掛ける時は、角度等に注意すること	
	8-12	有機溶剤類の塗装の時は、換気をする	
	8-13	塗料・溶剤等が目に入った場合は、適正な処置をする	
	8-14	塗装作業時、塗料の種類と使用する色に注意すること	
	8-15	火気に注意を払うこと	
	8-16	踏み台や梯子等を不安定な場所に立てないこと	
	8-17	工具類を落とさないように注意すること	
その他	8-18	発注者宅や隣宅の門扉・フェンス・自動車・バイク・建物・窓ガラス・外灯・配線等、キズをつけたり、破損する恐れのある物、また通行人等への安全対策を必ず実行すること	
	8-19	発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)をとること	

⑨作業別安全就業基準（内職）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	9-1	健康の維持管理に努めること	
	9-2	作業は無理な姿勢で行わないこと	
	9-3	重量物の運搬は、腰を落とし慎重に行うこと	
	9-4	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	9-5	受注品を適切に扱うこと	
	9-6	チームワーク良く作業をすること	
	9-7	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	9-8	道具類は放置せず、安全な状態で保管すること	

	9-9	適宜、休憩を取ること	
搬出入	9-10	搬出入経路の障害物は取り除くこと	
その他	9-11	発注者とのコミュニケーション(作業箇所等の打ち合わせ)を取ること	

⑩作業別安全就業基準（管理）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	10-1	健康の維持管理に努めること	
	10-2	服装は、動きやすく、仕事に適したものを着用すること	
	10-3	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	10-4	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	10-5	会員同士の連絡を正確に行うこと	
	10-6	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	10-7	作業中は、発注者から預かった鍵をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	10-8	発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	10-9	予定表の確認を行うこと	
	10-10	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	10-11	適宜、休憩を取ること	
	10-12	契約以外の仕事をしないこと	
	10-13	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
その他	10-14	施設利用者には、親切丁寧な対応を心がけること	

⑪作業別安全就業基準（学習教室）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
一般	11-1	健康の維持管理に努めること	
	11-2	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	11-3	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	
	11-4	児童・生徒、保護者との連絡を正確に行うこと	
	11-5	教室・出入口の鍵類は、厳重に保管すること	
	11-6	就業中は、鍵類をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	11-7	鍵類は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	11-8	予定表の確認を行うこと	
	11-9	教室・廊下・階段・出入口の安全を図ること	
	11-10	電気・水道の止め忘れに注意すること	
	11-11	地震や火災発生時等の避難体制を確立すること	
	11-12	緊急時の連絡体制を確立すること	
	11-13	児童・生徒の安全確保を最優先すること	
その他	11-14	児童・生徒、保護者には、親切丁寧な対応を心がけること	

⑫作業別安全就業基準（その他の作業）

第2版

項目	管理番号	安全作業のポイント	チェック欄
	12-1	健康の維持管理に努めること	
	12-2	作業服は、動きやすく、作業に適したものを着用すること	
	12-3	作業環境は常に整理整頓を心がけること	
	12-4	作業場所周囲の安全確認をすること	
	12-5	作業現場への行き帰りは、交通ルールを遵守し交通事故に気をつけること	

一般	12-6	会員同士の連絡を正確に行うこと	
	12-7	発注者から預かった鍵は、厳重に保管すること	
	12-8	作業中は、発注者から預かった鍵をスプリングキーホルダー等に付け、体から離さないようにすること	
	12-9	発注者から預かった鍵は、就業日以外に持ち運ばないこと	
	12-10	予定表の確認を行うこと	
	12-11	作業現場の傾斜や段差、凹凸、冬季の路面凍結等には注意を払うこと	
	12-12	適宜、休憩を取ること	
	12-13	契約以外の仕事をしないこと	
	12-14	契約内容の理解を深め、事故防止に努めること	
	改②12-16	業務用カッター等、鋭利な刃物を使用する際は、厚みのある（カッターが滑って指に当たらない）定規を使用する、また、耐切創手袋を着用するなど、細心の注意を払って作業に取り組むこと	
	改②12-17	梯子や脚立で昇降する際は、三点支持を守ること	
	改②12-18	3台以上のカートの移動は、連結ロープを必ず使用すること	
	改②12-19	カゴの集荷は投げない、指挟みに注意すること	
	その他	12-15	利用者には、親切丁寧な対応を心がけること